



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 8 1 2 号 令和 7 年 4 月 1 日 発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
2 1 1	令和 7 年度における特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法等を定めた件	管財課
2 1 2	指定居宅サービス事業の廃止について届出があった件	長寿いきがい課
2 1 3	指定介護予防サービス事業の廃止について届出があった件	同
2 1 4	身体障害者福祉法の規定による医師を指定した件	障がい福祉課
2 1 5	森林管理重点地域の指定が失効した件	森林土木・保全課
2 1 6	同	同
2 1 7	道路の区域を変更する件	高規格道路課
2 1 8	道路の供用を開始する件	同
2 1 9	都市計画法施行条例の規定に基づき道路を指定する件の一部を改正する件	都市計画課

【病院局管理規程】

番 号	表 題	担当課名
6	徳島県病院局財務規程の一部を改正する規程	

徳島県告示第二百十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項及び第六十七条の十一第二項の規定により、令和七年度において徳島県の締結する契約のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用されるもの（県有庁舎等の維持管理業務並びに建設工事及び建設工事に係る測量、建設コンサルタント業務等に係るものを除く。以下「特定調達契約」という。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法等について、次のとおり定めた。

令和七年四月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 資格

特定調達契約に係る入札に参加する資格（以下「資格」という。）を有する者は、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号。以下「審査要綱」という。）第四条第一項の規定による審査により資格を有すると認められた者とする。

二 資格審査の申請の時期及び方法

資格審査の申請の時期は、随時とし、資格審査の申請の方法は、審査要綱第三条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- 1 審査要綱第三条に規定する申請書（以下「申請書」という。）及び同条第一号の経歴書の作成に用いる言語は、日本語とする。また、その他の申請書に添付する書類で外国語で記載してあるものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- 2 申請書及び申請書に添付する書類（以下「申請書等」という。）の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- 3 外国人又は外国人にあつては、審査要綱第三条第二号及び第四号から第七号までに掲げる書類に代えて知事が適当と認める書類の提出を求めることがある。
- 4 申請書等の提出は、記載内容を説明できる者が持参して行うものとする。
- 5 申請書等の提出先は、次のとおりとする。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課調度担当（電話 八八 六二一 二 六七）

三 資格に関する文書を手入するための手段

資格に関する文書を手入するための手段は、1の場所において配布されるもの又は2の場所において掲載されるものを入手することとする。

- 1 徳島県の庁舎における配布場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課調度担当（電話 八八 六二一 二 六七）

- 2 徳島県のホームページにおける掲載場所

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/kensei/joho/soshiki/kikakusomubu/kanzai/ka>

四 資格審査の結果の通知

資格審査の結果の通知は、審査要綱第五条及び徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第二条第四項に定めるところにより行う。

五 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認められた日から令和八年九月三十日までの間とする。

六 資格の有効期間の更新手続

資格の有効期間の更新手続は、審査要綱第三条に定めるもののほか、二の1から5までに定めるとおりとする。

七 その他

資格審査の申請に係る変更届等については、審査要綱に定めるところによる。

徳島県告示第二百二十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和七年四月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類		廃止の届出の受理日		廃止年月日	
名称	所在地	名称	所在地	訪問看護	短期入所生活介護	令和七年三月六日	同 一月二十九日	令和七年二月二十八日	同 三月一日
特定非営利活動法人 どりーまあサービス	徳島市末広二丁目一番八〇号	ひだまり訪問看護ステーション	徳島市国府町早淵三五一サンシティ国府						
医療法人平成博愛会	同 勝占町惣田九番地	平成アメニティ	同 勝占町惣田一七一						

徳島県告示第二百十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和七年四月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定介護予防サービス事業者	所在地	名称	指定介護予防サービス事業を行う事業所	所在地	サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
医療法人平成博愛会	同 勝占町惣田九番地	特定非営利活動法人どろーまあサービス	ひだまり訪問看護ステーション	徳島市国府町早淵三五一サンシティ国府	介護予防訪問看護	令和七年三月六日	令和七年二月二十八日
同	同 勝占町惣田九番地	平成アメニティ	同	同 勝占町惣田一七一	介護予防短期入所生活介護	同 一月二十九日	同 三月一日

徳島県告示第二百十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。

令和七年四月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

氏名	診療科目	診断する障害の種類	従事する医療機関		指定年月日
			名称	所在地	
山崎 悠平	整形外科	肢体不自由	田岡病院	徳島市万代町四丁目二の二	令和七年四月一日
高橋 良輔	内科	肢体不自由 心臓機能障害 じん臓機能障害 ぼうこう又は直腸機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害	博愛記念病院	同 勝占町惣田九番地	
大倉 佳宏	内科	肢体不自由	健生石井クリニック	名西郡石井町高川原字高川原二二五五	同
東 桃代	呼吸器・膠 原病内科	心臓機能障害 呼吸器機能障害	徳島大学病院	徳島市蔵本町二丁目五〇の一	

徳島県告示第二百十五号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり第一種森林管理重点地域の指定の効力が失われた。

令和七年四月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 指定の効力が失われた区域
 - 三好市西祖谷山村坂瀬一六四の一
 - 二 指定の効力が失われた日
- 令和六年十一月十五日

徳島県告示第二百十六号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり第一種森林管理重点地域の指定の効力が失われた。

令和七年四月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 指定の効力が失われた区域
勝浦郡上勝町大字傍示字宮太尾二〇四の五〇及び大字生実字木屋敷一四の一
- 二 指定の効力が失われた日
令和七年三月十八日

徳島県告示第二百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

212	整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
		新浜勝浦	徳島市飯谷町手城二三番一地 先から 同 砂子二番一地先 まで	一三三・七	令和七年四月一日

徳島県告示第二百十九号

平成二十六年徳島県告示第二百二十三号（都市計画法施行条例の規定に基づき道路を指定する件）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日以後に申請がなされたものに係る許可について適用する。

令和七年四月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

表県道徳島空港線の項中「一般国道一―号」を「徳島自動車道」に改める。

徳島県病院局管理規程第六号

徳島県病院局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年四月一日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局財務規程の一部を改正する規程

徳島県病院局財務規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第四十条第二項第二号を削り、第三号を第二号とし第四号から第八号を一号ずつ繰り上げる。

第四十九条を次のように改める。

第四十九条 削除

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。